

【農林水産委員会】

○水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとするため、法律の有効期限を5年延長し、令和10年3月31日までとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）要旨

本案は、違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通を抑制するため、木材関連事業者が国内の素材生産販売事業者又は外国の木材輸出業者から木材等の譲受け等をする際に、当該木材等の合法性の確認を義務付ける等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 木材関連事業者による合法性の確認等

- 1 木材関連事業者は、国内の素材生産販売事業者又は外国の木材輸出業者から木材等の譲受け等をするときは、木材等に係る原材料情報の収集等をし、合法性の確認をしなければならないものとする。
- 2 1の木材関連事業者は、原材料情報に関する記録及び木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認した木材等（以下「合法性確認木材等」という。）であるかに関する記録を作成し、保存しなければならないものとする。
- 3 1の木材関連事業者は、当該木材等について他の木材関連事業者への譲渡しをするときは、原材料情報及び合法性確認木材等であるかを伝達しなければならないものとする。

二 素材生産販売事業者による情報の提供

素材生産販売事業者は、木材関連事業者に素材の譲渡し等をするときは、当該木材関連事業者の求めに応じ、合法性の確認に資する情報を提供しなければならないものとする。

三 木材関連事業者の範囲

木材関連事業者に小売事業者を追加すること。

四 その他

- 1 主務大臣による指導及び助言、勧告及び命令等に係る規定の整備を行うこと。
- 2 木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置の明確化等を行うこと。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通は、地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、これを抑制するための取組を一層強化していくことが極めて重要となっている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 合法性の確認の方法等をはじめとした各措置の詳細を定めるに当たっては、関係者の意見を十分に踏まえるとともに、本法と類似制度との関係について木材関連事業者に分かりやすい形で整理を行うこと。
- 二 新たに合法性の確認等が義務付けられる川上・水際の木材関連事業者及び素材生産販売事業者に対しては、罰則等の規定が設けられることに鑑み、改正内容の周知徹底を図るとともに、川中・川下の木材関連事業者に対しては、新たに追加される小売事業者も含め、合法性の確認等に関する情報が消費者まで伝わるよう、制度の趣旨及び改正内容について十分周知すること。
- 三 無断伐採によって森林所有者の資産が毀損されることのないよう、①市町村が伐採届等に係るチェックを適切に行えるよう、また、②木材関連事業者による合法性の確認に当たって十分な情報提供が行われるよう、助言等を行うこと。
- 四 木材関連事業者が樹木の伐採された地域における違法伐採の状況を勘案して適切に合法性の確認をすることを確保するため、原産国・地域ごとに整理した違法伐採の発生状況及びリスク情報、合法性の確認の方法に関するフ

ローチャート等の情報を提供する等合法性の確認が適切かつ円滑に行われるようにするための必要な措置を講ずること。

五 違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通の抑制には、需要側である消費者から合法性確認木材等を求めていくことが重要であることに鑑み、合法性確認木材等の流通及び利用を促進する意義に関する国民の理解醸成を一層促すための措置を講ずること。

六 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置に十分に取り組んでいない木材関連事業者に対して実効性のある指導等を行うことにより、合法性確認木材等でない木材等の流通及び利用を抑制すること。

七 違法伐採に係る木材等の流通の抑制に向け、リスクの低い国産材の供給拡大が図られるよう、国産材の安定的かつ持続的な供給を可能とするための施策を推進すること。

八 木材関連事業者による合法性の確認及び情報の伝達等について、義務付けの有無にかかわらず多くの木材関連事業者が取り組むよう、積極的に取り組むことが木材関連事業者自らのメリットにつながるような措置を講ずるとともに、電子的に手続が行えるシステムを含め事業者負担の軽減が図られるよう、必要な措置を講ずること。

九 森林所有者、素材生産販売事業者、木材関連事業者の相互の利益を確保し、林業・木材産業が持続的に発展することができるようにするため、流通過程において現場の実態等を的確に反映した価格形成が行われるよう、必要な措置を講ずること。

十 木材関連事業者による合法性の確認や情報の伝達等の実施状況について、チェック体制を構築し、適切な指導及び助言等を行うこと。
右決議する。

○漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）要旨

本案は、近年の水産物の消費の減少等に対応して漁港の有効活用を通じた水産業の健全な発展及び水産物の安定供給を図るため、漁港施設として水産物の販売及び配送等の機能を担う施設を追加するとともに、長期的かつ計画的な漁港施設等の活用を図る事業の実施を推進する制度を創設し、漁業協同組合等が当該事業を行う場合は員外利用制限を適用しないこととする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 漁港漁場整備法の一部改正

1 漁港施設等活用事業制度の創設等

- (一) 目的規定に「漁港の活用を促進」することを追加し、法律の題名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」とすること。
- (二) 農林水産大臣は、漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針を定めなければならないものとする。
- (三) 漁港管理者は、(二)の基本方針に即して、漁港施設等活用事業の推進に関する計画を定めることができるものとする。
- (四) 漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する者に対し、行政財産である漁港施設の貸付け及び漁港水面施設運営権の設定ができるものとする。

2 漁港施設の追加等

- (一) 漁港施設として、陸上養殖施設、配送用作業施設、仲卸施設、直売所等を追加すること。
- (二) 漁港管理者は、漁港管理者と協力して漁港の維持管理等を行う団体を漁港協力団体として指定することができるものとする。
- (三) 漁港の区域内にない施設を漁港施設とみなす指定の手續を緩和すること。

二 水産業協同組合法の一部改正

漁業協同組合等が、漁港施設等活用事業を実施する場合、組合員の労働力に係る員外利用制限の対象外とすること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

我が国の水産業は、国民への水産物の安定供給を担い、漁村において雇用を生み出す等地域の産業として重要な役割を果たしているが、主要魚種の不漁、漁業者の減少、気候変動による海洋環境の変化等厳しい状況に直面している。これらに対応するため、科学的知見に基づく資源管理を適切に実施し、新規就業者等の担い手の就業・定着促進を進めるとともに、漁業の根拠地である漁港について、その有する価値や魅力を活かした海業^{うみぎょう}の取組を、漁業利用との調和を図りつつ推進し、豊かで住みよい漁村の振興を図るべきである。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきであ

る。

記

- 一 漁港施設等活用事業の推進に当たっては、漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないことを十分に確認した上で実施計画の認定が行われるよう必要に応じて助言又は勧告を行うこと。
 - 二 漁港施設等活用事業の推進に当たっては、漁港管理者、認定計画実施者、漁業者、漁業協同組合など幅広い関係者の間で利害調整が円滑に行われるよう環境整備に努めること。
 - 三 認定計画実施者が経営破綻して活用事業施設の撤去等の原状回復が不能となった場合等には、原状回復を円滑に進めるために必要な措置を講じること。
 - 四 海業は、商業、観光業、環境保護等とも密接な関係にあることから、関係省庁との連携を強化し、施策の展開を図ること。
- 右決議する。

○遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第53号） 要旨

本案は、遊漁船業について、安全性の向上及び地域の水産業との調和の確保による適正な運営の推進を図るため、遊漁船業者の登録に関する有効期間の見直し及び欠格事由の厳格化、事故の報告の義務化、利用者の安全等に関する情報の公表の義務化等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 遊漁船業者の登録・更新制度の厳格化

遊漁船業の適正化に関する法律の遵守状況が不良な者について、更新時の登録の有効期間を短縮すること。また、遊漁船業者の登録の欠格期間を延長するとともに、欠格事由を追加すること。

二 遊漁船業者の安全管理体制の強化

- 1 遊漁船業者の登録を受けようとする者は、業務規程を申請書に添付しなければならないものとし、業務規程のうち利用者の安全の確保等に関する事項が一定の基準に適合しない場合は登録を拒否するものとする。
- 2 遊漁船業務主任者は、遊漁船に乗り組んで業務を行わなければならないものとする。

三 利用者の安全等に関する情報の公表等の措置

- 1 遊漁船業者は、重大な事故を引き起こしたときは、速やかに、事故の種

類、原因等を都道府県知事に届け出なければならないものとする。

- 2 都道府県知事及び遊漁船業者は、利用者の安全等に関する情報を公表しなければならないものとする。

四 罰則の強化

利用者の安全に係る業務改善命令違反及び法人による違反に対する罰則を強化すること。

五 遊漁船業に関する協議会制度の創設

都道府県知事は、都道府県知事、遊漁船業者、漁業協同組合等を構成員とする協議会を組織することができるものとする。

六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。